電放安第 56 号 令和 3 年10月 1 日

#### 原子力規制委員会 殿

所 在 地 広島県広島市中区小町 4 番 3 3 号申請者名 中 国 電 力 株 式 会 社 代表 者 代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂

#### 島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき、下記のとおり島根原子力発電所1号炉の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 中国電力株式会社

住 所 広島県広島市中区小町4番33号

代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 島根原子力発電所

所 在 地 島根県松江市鹿島町片句

三 発電用原子炉の名称

名 称 島根原子力発電所 1号原子炉

#### 四 変更に係る事項

平成 29 年 4 月 19 日付け原規規発第 17041912 号をもって認可を受け、 令和 2 年 9 月 24 日付け原規規発第 2009243 号をもって変更認可を受けた 島根原子力発電所 1 号炉の廃止措置計画認可申請書の記載事項中,次の 事項の記述を別紙のとおり変更する。

- 四 廃止措置対象施設及びその敷地
- 五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 性能維持施設
- 十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

#### 五 変更の理由

- (1) 令和3年9月15日付け原規規発第2109152号をもって変更許可を受けた島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)の事項を反映するため、これに係る記載を変更する。
- (2) その他,記載の適正化を行う。

変更の内容

#### 四 廃止措置対象施設及びその敷地

廃止措置対象施設及びその敷地の記述の一部を,島根原子力発電所1 号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変 更する。

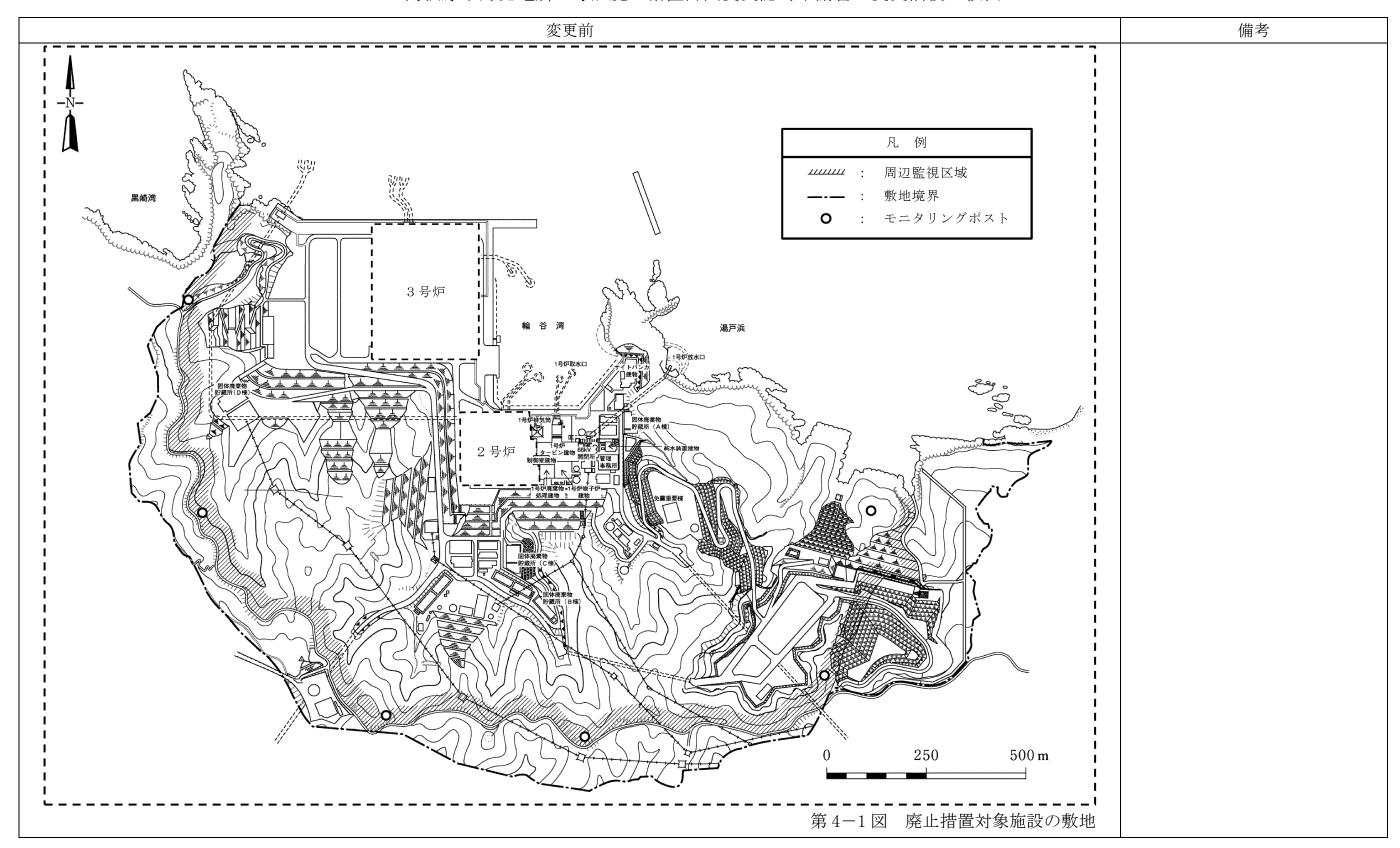
変更前	変更後	備考
. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地	1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地	
廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許	廃止措置対象施設の範囲は,原子炉設置許可又は原子炉設置変更許	
可を受けた1号炉の発電用原子炉及びその附属施設である。1号炉の原	可を受けた1号炉の発電用原子炉及びその附属施設である。1号炉の原	
子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4-1表に,廃止措置	子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第 4-1 表に,廃止措置	
対象施設を第4-2表に示す。	対象施設を第4-2表に示す。	
なお、1号及び2号炉共用、又は、1号、2号及び3号炉共用の発電	なお、1号及び2号炉共用、又は、1号、2号及び3号炉共用の発電	
用原子炉施設_(第5-1表に示す解体の対象となる施設を除く。)」は、2	用原子炉施設は、2号又は3号炉にて施設管理を実施する。また、当該	・記載の適正化
号又は3号炉にて施設管理を実施する。また、当該の共用の発電用原子	の共用の発電用原子炉施設は,1号炉の廃止措置終了後も2号炉又は2	(1号炉施設の2号炉との共用
炉施設は、1号炉の廃止措置終了後も2号炉又は2号及び3号炉共用の	号及び3号炉共用の発電用原子炉施設として引き続き供用する。	りやめに伴う変更)
発電用原子炉施設として引き続き供用する。		
島根原子力発電所の敷地面積は,約 192 万 m <sup>2</sup> であり,原子炉設置許可	島根原子力発電所の敷地面積は,約 192 万 m <sup>2</sup> であり,原子炉設置許可	
又は原子炉設置変更許可を受けた1号,2号及び3号炉の3基の発電用	又は原子炉設置変更許可を受けた1号,2号及び3号炉の3基の発電用	
原子炉及びその附属施設等が設置されている。なお、2号炉は発電用原	   原子炉及びその附属施設等が設置されている。なお,2号炉は発電用原	
子炉として現在も使用中であり、3号炉は現在建設中である。	子炉として現在も使用中であり、3号炉は現在建設中である。	
廃止措置対象施設の敷地を第4-1図に示す。	廃止措置対象施設の敷地を第 4-1 図に示す。	

		変更前			変更後	備考
	第 4-2 表 廃	止措置対象施設(3/5)		第 4-2 表 廃	上措置対象施設(3/5)	
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	
放射性廃棄物	気体廃棄物の廃	空気抽出器排ガス系	放射性廃棄物	気体廃棄物の廃	空気抽出器排ガス系	
の廃棄施設	棄設備	軸封蒸気排ガス系	の廃棄施設	棄設備	軸封蒸気排ガス系	
		排気筒		<b>注从东西业</b> 。东	排気筒 機器ドレン系※2	• 2 号炉設置変更許可事項(1 号/kg)
				後年発来物の発	機器ドレン系	施設の2号炉との共用取りやめ
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系※1		NC 800 MII	床ドレン・化学廃液系*1	の反映に伴う変更
	来以 师	床ドレン・再生廃液系※1			ランドリ・ドレン系*1	
		床ドレン・化学廃液系*1			シャワ・ドレン系	
		ランドリ・ドレン系*1			復水器冷却水放水口	
		シャワ・ドレン系 <u>*</u> 1			2号炉復水器冷却水放水口**3	
				固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク	
		復水器冷却水放水口※1		来 议 加	廃樹脂タンク フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	
		2号炉復水器冷却水放水口**3			フィルタ・スラッジ・サージ・タンク	│    ・記載の適正化 (対象設備の明確化
	固体廃棄物の廃	濃縮廃液貯蔵タンク			濃縮廃液タンク*1	・記載の適正化
	棄設備	ランドリ・ドレン濃縮廃液タンク*1			ランドリ・ドレン濃縮廃液タンク*1	(1号炉と共用している2号炉施
		廃樹脂タンク			原子炉浄化系樹脂貯蔵タンク**1	設の明確化)
		フィルタ・スラッジ貯蔵タンク			復水系樹脂貯蔵タンク*1	
					復水系スラッジ貯蔵タンク <sup>※1</sup>	
		ドラム詰装置 <sup>※ 2</sup>			<u>復水スラッジ分離タンク**</u> 機器ドレン・スラッジ分離タンク**1	
		維固体廃棄物焼却設備*3			ドラム詰装置 <sup>* 2</sup>	
		雜固体廃棄物処理設備※3			雑固体廃棄物焼却設備※3	
		減容機※1			雑固体廃棄物処理設備*3	
		サイトバンカ*3			減容機※2	
		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			サイトバンカ*3	
—————————————————————————————————————	 及び2号炉共用		×1 · 1 ₽	 及び2号炉共用	固体廃棄物貯蔵所*3	
•	及び2号炉一部共	Ħ		及び2号炉一部共	- н	
	<ul><li>、2号及び3号炉</li></ul>					
				, 2号及び3号炉		
※4:1号	,2号及び3号炉	一司共用	※4:1号	,2号及び3号炉	一部共用	

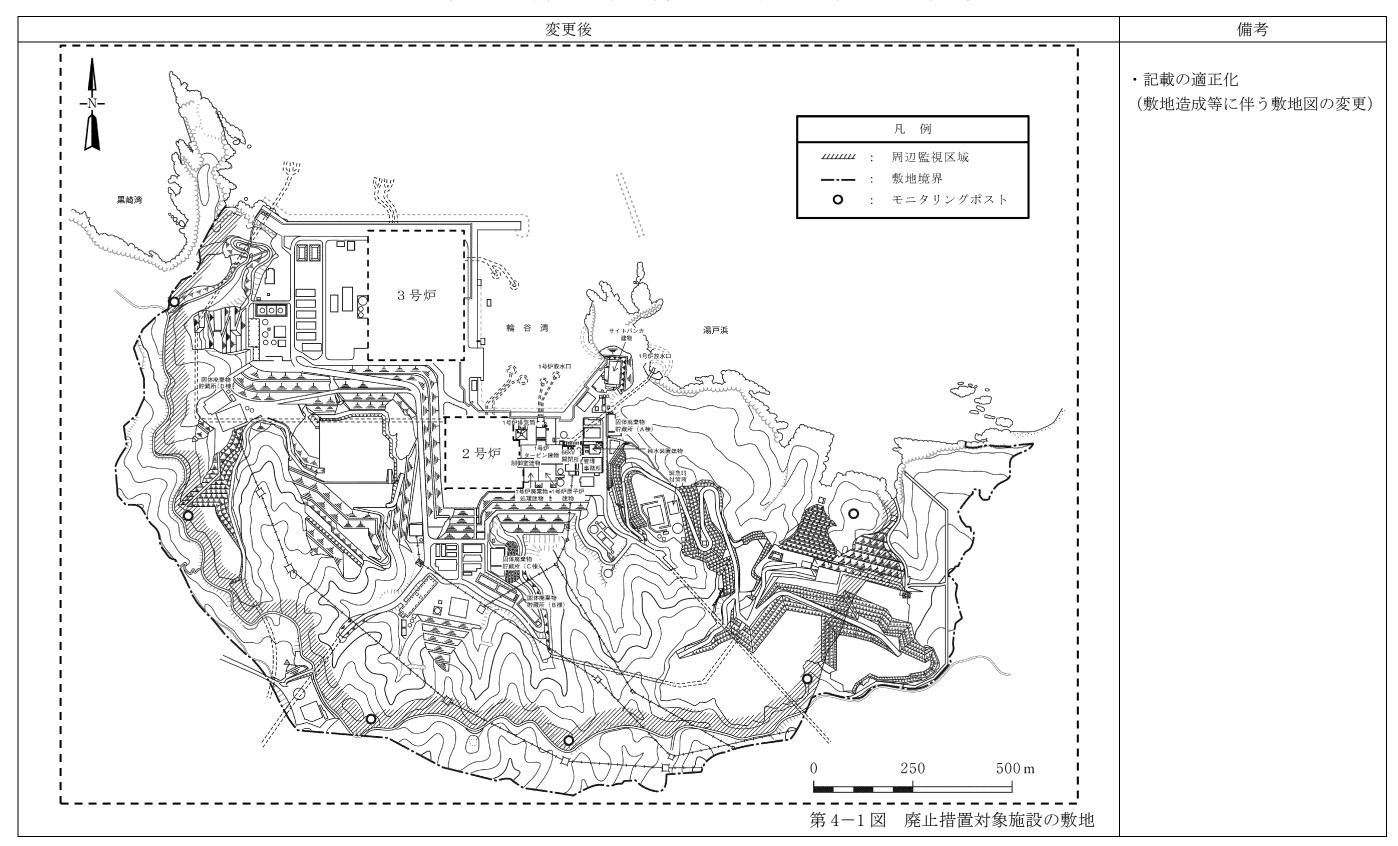
注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

		変更前			変更後	備考			
	第 4-2 表 廃	上措置対象施設(5/5)		第 4-2 表 廃	止措置対象施設(5/5)				
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称				
その他原子炉	非常用電源設備		その他原子炉	非常用電源設備	受電系統 <u>(66kV*1, 220kV*3)</u>	・記載の適正化			
の附属施設	77 市 川 电 冰 段 帰	ディーゼル発電機	の附属施設		ディーゼル発電機	(共用範囲の明確化)			
		ガイ とル光 电 (W) 蓄電池			蓄電池				
		サージタンク(処理水受入タンク、補		その他主要な事項	サージタンク (処理水受入タンク,補助サージ・タンク)	・2号炉設置変更許可事項(1号) 施設の2号炉との共用取りやめ の反映に伴う変更			
	項	助サージ・タンク) ※1			低圧タービン軸封蒸気発生器				
		低圧タービン軸封蒸気発生器			トーラス水受入タンク*1	・記載の適正化			
	及び2号炉共用	. ш	※1:1号	及び2号炉共用		(1号炉と共用している2号炉施			
	及び2号炉一部共		※ 2 : 1 号	及び2号炉一部共	用	設の明確化)			
	, 2号及び3号炉		   ※3:1号	,2号及び3号炉	共用				
※ 4 : 1 号	, 2号及び3号炉	i一部共用	 	<ul><li>, 2号及び3号炉</li></ul>	一部共用				
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, 2 3 % 6 6 3 %					

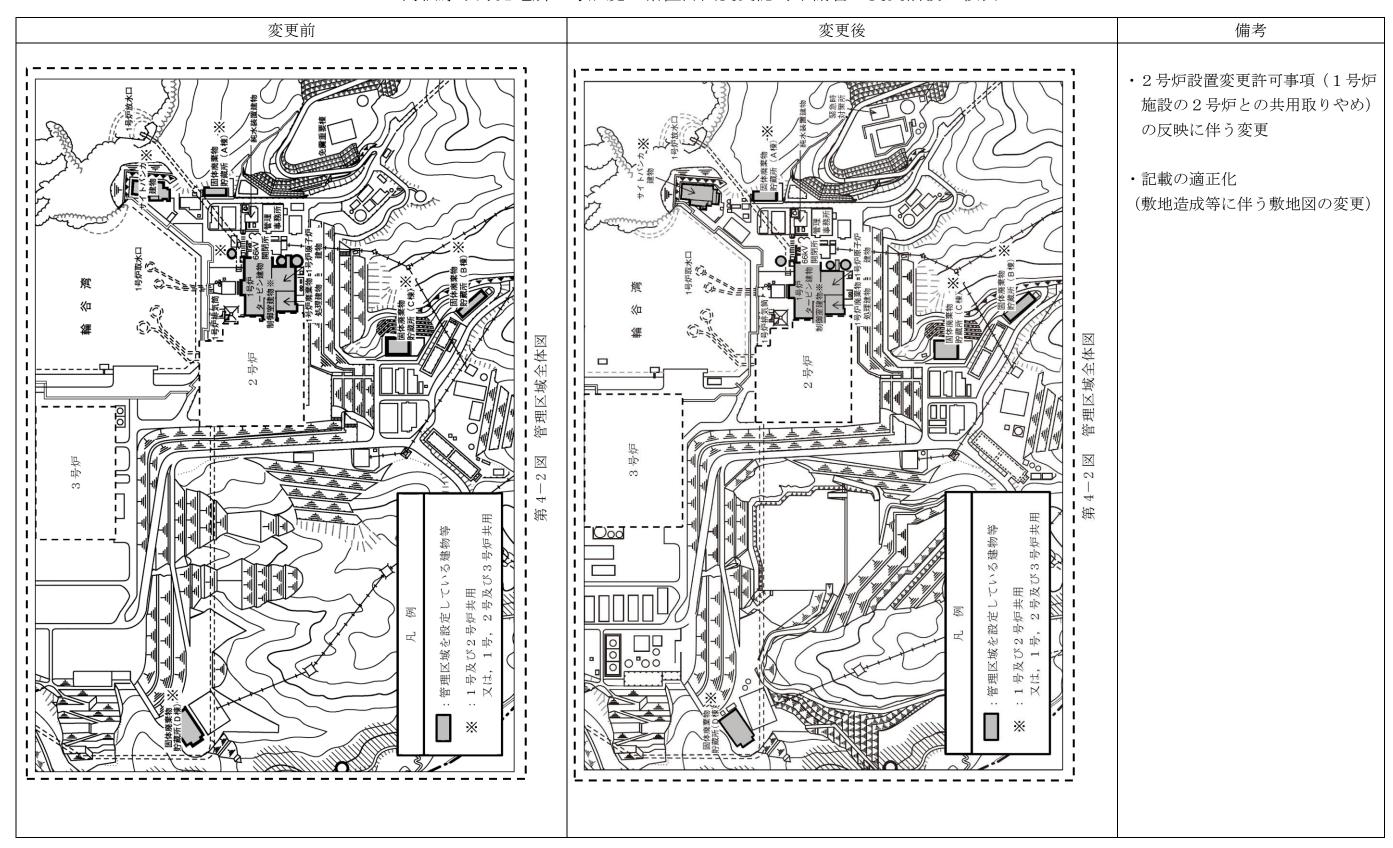
注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



注) 下線及び点線枠は,変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



注) 下線及び点線枠は,変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法の 記述の一部を,島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変 更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

	変	更前		<b>婆</b>	<b>ご更後</b>	備考
	第5-1表解	体対象施設(1/4)		第5-1表 解	军体対象施設(1/4)	
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	
	燃料体	燃料集合体*1		燃料体	燃料集合体**1	
	原子炉容器	原子炉容器		原子炉容器	原子炉容器	
	放射線遮蔽体	原子炉容器の外側の遮蔽壁		放射線遮蔽体	原子炉容器の外側の遮蔽壁	
		ドライウェル外周の壁			ドライウェル外周の壁	
		原子炉建物外壁			原子炉建物外壁	
核燃料物質の	核燃料物質取扱設	燃料取替機(1号炉原子炉建物	核燃料物質の	核燃料物質取扱設	燃料取替機(1号炉原子炉建物	
取扱施設及び	備	内)	取扱施設及び	備	内)	
貯蔵施設		原子炉建物天井クレーン(1号炉	貯蔵施設		原子炉建物天井クレーン(1号炉	
		原子炉建物内)			原子炉建物内)	
	核燃料物質貯蔵設	新燃料貯蔵庫		核燃料物質貯蔵設	新燃料貯蔵庫	
	備	使用済燃料貯蔵設備(1号炉原子		備	使用済燃料貯蔵設備(1号炉原子	
		炉建物内)			炉建物内)	
原子炉冷却系	1 次冷却設備	冷却材再循環系	原子炉冷却系	1 次冷却設備	冷却材再循環系	
統施設		原子炉冷却材浄化系	統施設		原子炉冷却材浄化系	
		主蒸気系			主蒸気系	
		タービン			タービン	
		主復水器			主復水器	
		タービン・バイパス系			タービン・バイパス系	
		給水系			給水系	
		復水ポンプ			復水ポンプ	
		復水脱塩装置			復水脱塩装置	
※1:燃料集台	体は、再処理事業者	・ イスは加工事業者に譲渡す。	※1:燃料集台	└── ↑体は,再処理事業者	」 ・	0.日层池墨水黄沙豆黄斑(1.日层
※2:1号及び 注)汚染のない		建物,地下構造物及び建物基礎を除く。	注)汚染のない	ことを確認した地下	建物,地下構造物及び建物基礎を除く	・2号炉設置変更許可事項(1号炉 施設の2号炉との共用取りやめ) の反映に伴う変更

注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

	変	更前		変	<b>ご</b> 更後	備考
	第 5-1 表 解	体対象施設(2/4)		第5-1表 解	2体対象施設(2/4)	
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	
原子炉冷却系	非常用冷却設備	炉心スプレイ系	原子炉冷却系	非常用冷却設備	炉心スプレイ系	
統施設		低圧注水系	統施設		低圧注水系	
		高圧注水系			高圧注水系	
		原子炉隔離時冷却系			原子炉隔離時冷却系	
	その他の主要な事	原子炉停止時冷却系		その他の主要な事	原子炉停止時冷却系	
	項	原子炉補機冷却系		項	原子炉補機冷却系	
計測制御系統	計装	核計装	計測制御系統	計装	核計装	
施設		その他の主要な計装	施設		その他の主要な計装	
		(原子炉水位,原子炉圧力,再循			(原子炉水位,原子炉圧力,再循	
		環流量,給水流量,蒸気流量,制			環流量,給水流量,蒸気流量,制	
		御棒位置,制御棒駆動水圧力など			御棒位置,制御棒駆動水圧力など	
		の計装装置)			の計装装置)	
	安全保護回路	原子炉停止回路		安全保護回路	原子炉停止回路	
		その他の主要な安全保護回路			その他の主要な安全保護回路	
		(補助保護機能,警報表示,連動			(補助保護機能,警報表示,連動	
		回路、選択制御棒そう入機構)			回路、選択制御棒そう入機構)	
	制御設備	制御材		制御設備	制御材	
		制御材駆動設備			制御材駆動設備	
	非常用制御設備	液体毒物注入系		非常用制御設備	液体毒物注入系	
	その他の主要な事	制御棒価値ミニマイザ		その他の主要な事	制御棒価値ミニマイザ	
	項	再循環流量制御装置		項	再循環流量制御装置	
		初圧調整装置			初圧調整装置	
※2:1号及び	、2号炉共用	f 又は加工事業者に譲渡す。	注)汚染のない		 	・2号炉設置変更許可事項(1号炉 施設の2号炉との共用取りやめ)
主)汚染のない	ことを確認した地下	建物,地下構造物及び建物基礎を除く。				の反映に伴う変更

注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

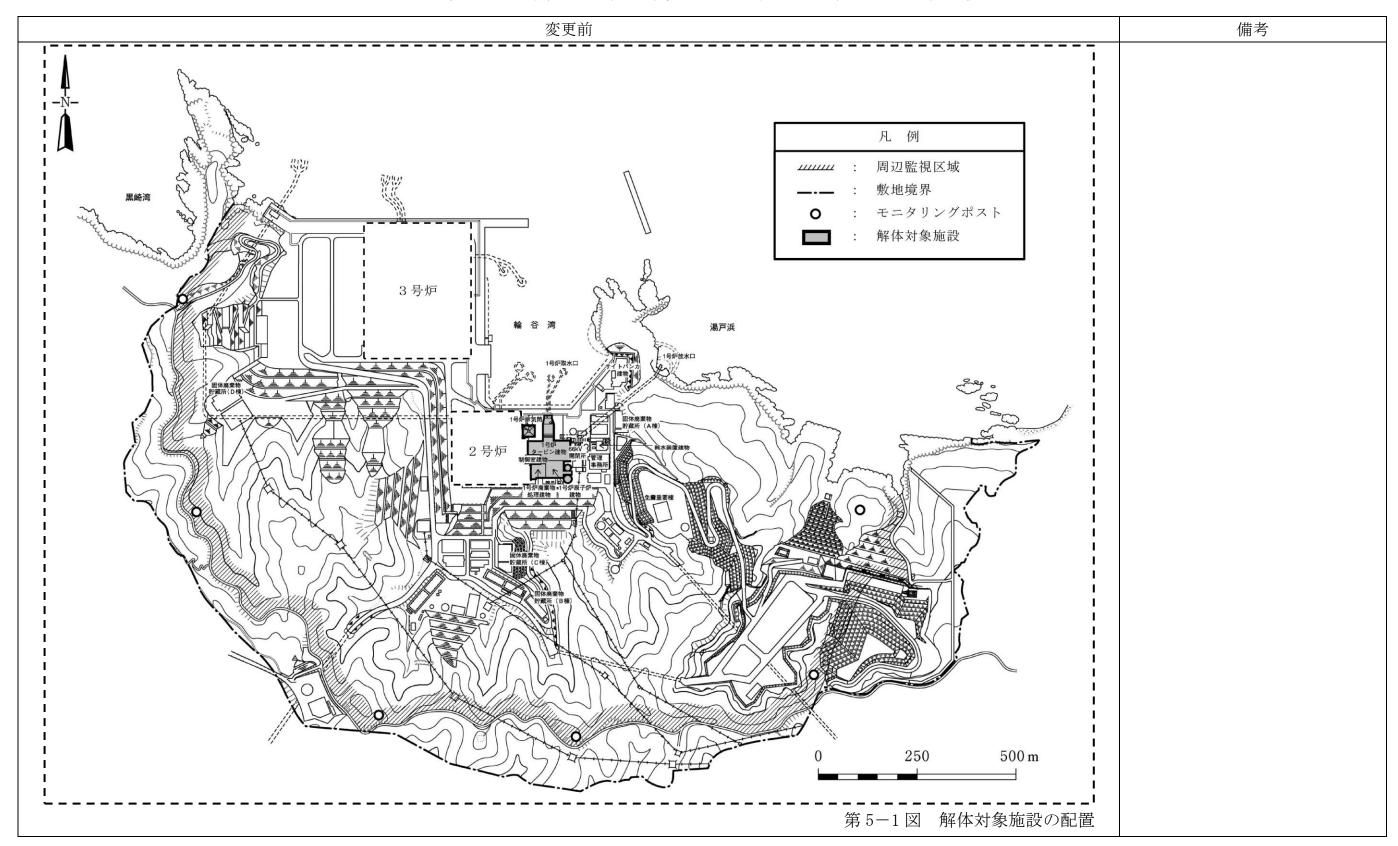
	変	更前		変	で更後	備考
	第 5-1 表 解	体対象施設(3/4)		第 5-1 表 解	<b>2</b> 体対象施設(3/4)	
施設区分	 設備等の区分	設備(建物)名称	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	
放射性廃棄物	気体廃棄物の廃棄	空気抽出器排ガス系	放射性廃棄物	気体廃棄物の廃棄	空気抽出器排ガス系	
の廃棄施設	設備	軸封蒸気排ガス系	の廃棄施設	設備	軸封蒸気排ガス系	
		排気筒			排気筒	
	液体廃棄物の廃棄	機器ドレン系(1号炉建物内)※2		液体廃棄物の廃棄	機器ドレン系 (1号炉建物内)	・2号炉設置変更許可事項(1号炉
	設備	床ドレン・再生廃液系※2		設備	床ドレン・再生廃液系	施設の2号炉との共用取りやめ)
		シャワ・ドレン系 <u>**</u> 2			シャワ・ドレン系	の反映に伴う変更
		復水器冷却水放水口※2			復水器冷却水放水口	
	固体廃棄物の廃棄	濃縮廃液貯蔵タンク		固体廃棄物の廃棄	濃縮廃液貯蔵タンク	
	設備	廃樹脂タンク		設備	廃樹脂タンク	
		フィルタ・スラッジ貯蔵タンク			フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	
		ドラム詰装置(セメント固化式)			フィルタ・スラッジ・サージ・タ	・記載の適正化(対象設備の明確化)
		減容機(1号炉建物内)※2			<u>ンク</u>	
放射線管理施	屋内管理用の主要	固定のエリア・モニタ及びプロセ			復水スラッジ分離タンク(1号炉	
設	な設備	ス・モニタ(1号炉建物内)			建物内)_	
	 屋外管理用の主要	排気筒モニタ			ドラム詰装置 (1号炉建物内)	• 2 号炉設置変更許可事項(1 号炉
	な設備	排水モニタ			減容機(1号炉建物内)	施設の2号炉との共用取りやめ)
		排水のサンプリング・モニタ	放射線管理施	屋内管理用の主要	固定のエリア・モニタ及びプロセ	の反映に伴う変更
	・ 体は、 再処理事業者	「又は加工事業者に譲渡す。	設	な設備	ス・モニタ(1号炉建物内)	
※2:1号及び	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			屋外管理用の主要	排気筒モニタ	
		建物,地下構造物及び建物基礎を除く。		な設備	排水モニタ	
					排水のサンプリング・モニタ	
			※1:燃料集台	体は,再処理事業者	・ ・ ・ ・ で で で で 渡 変 す。	
			注)汚染のない	ことを確認した地下	建物,地下構造物及び建物基礎を除く。	

注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

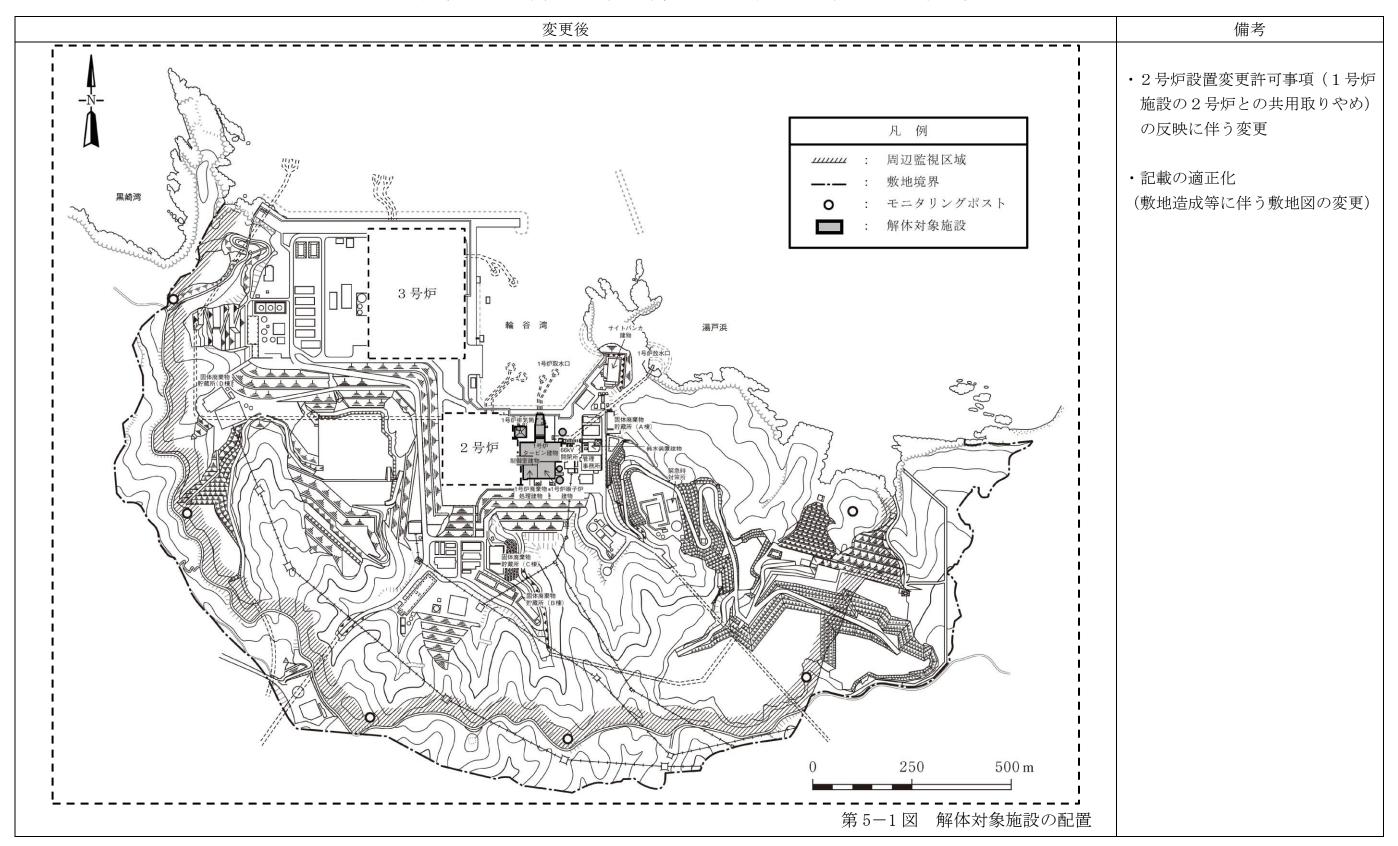
	<b>发</b>	更前		2	<b>変更後</b>	備考
	第5-1表解	体対象施設(4/4)		第5-1表 解	<b>译体対象施設(4/4)</b>	
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	
原子炉格納施	格納容器	格納容器	原子炉格納施	格納容器	格納容器	
設	その他の主要な事	格納容器内ガス濃度制御系	設	その他の主要な事	格納容器内ガス濃度制御系	
	項	ドライウェル内ガス冷却装置		項	ドライウェル内ガス冷却装置	
		格納容器冷却系			格納容器冷却系	
		原子炉建物			原子炉建物	
		原子炉建物常用換気系			原子炉建物常用換気系	
		非常用ガス処理系			非常用ガス処理系	
その他原子炉	非常用電源設備	ディーゼル発電機	その他原子炉	非常用電源設備	ディーゼル発電機	
の附属施設		蓄電池	の附属施設		蓄電池	
	その他主要な事項	サージタンク(補助サージ・タン		その他主要な事項	サージタンク (処理水受入タン	・2号炉設置変更許可事項(1号炉
		ク) <u>** 2</u>			<u>ク</u> , 補助サージ・タンク)	施設の2号炉との共用取りやめ)
		低圧タービン軸封蒸気発生器			低圧タービン軸封蒸気発生器	の反映に伴う変更
※ 1 : 燃料集合	か体は,再処理事業者	育又は加工事業者に譲渡す。	※1:燃料集台	。 合体は,再処理事業者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
※ 2 : 1 号及び	ド2号炉共用		   注)汚染のない	ことを確認した地下	建物,地下構造物及び建物基礎を除。	< .
注)汚染のない。	ことを確認した地下	建物,地下構造物及び建物基礎を除く。				

注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表



注) 下線及び点線枠は,変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



注) 下線及び点線枠は,変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

#### 六 性能維持施設

性能維持施設の記述の一部を、島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

	変更前																	変更	後						備考			
	維持期間			放射性液体廃棄物の処理が完了する	7990					放射性液体廃棄 の処理が完了す ナッ	: :		放射性液体廃棄物 の処理が完了する まで			維持期間			放射性液体廃棄物の処理が完了するまっ	,				放射性液体廃棄物 の処理が完了する まで	1		放射性液体廃棄物 の処理が完了する まで	
	件能			内包する放射性物質 が漏えいするような」 き裂	ロス, グルコンドル な欠陥がない状態で あること				内包する放射性物質	が漏えいするようなき裂、変形等の有意なながなか。	な久圃がよい水彫であること		放射性液体廃棄物を 処理する能力を有す る状態であること		3	用		内包する放射性物質	が漏えいするようなき裂、変形等の有意なないが能が	あるにという。			内包する放射性物質	が漏えいするような き裂,変形等の有意 なケ陥がない状態で	もとなっている		放射性液体廃棄物を 処理する能力を有す る状態であること	
	機能			放射性廃棄物処	理機能					放射性廃棄物処 理機能			放射性廃棄物処理機能	10)	17 001	<b>※</b>			放射性廃棄物処 理機能					放射性廃棄物処 理機能			放射性廃棄物処 理機能	
1生 能作 作 加 成 (3/10)		甲鉛数 戸 ゾ むり	2	i が な		既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	性能維持施設(5/10			既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	
、対が出げている。	維持台数	#				1	1 基	1基	2 崔	2 基	1 基	1	5 署	表件能	び設備	維持台数	1 基	5 雅	1 基	1 崔	1 基	1	5 雅	2 基	1 基	1 奉	2 基	
50 0 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4	物) 名称	廃液コレクタ・タ	ンク 廃液サンプル・タ	アク廃液サージ・タン	7	フィルタ	脱塩器	床ドレン・コレク タ・タンク	廃液中和タンク	床ドレン・サンプ ル・タンク	フィルタ	脱塩器	織器器	第 6-13	位置,構造及び	物) 名称	廃液コレクタ・タ ンク	廃液サンプル・タ ンク	廃液サージ・タンク	フィルタ	脱塩器	床ドレン・コレク タ・タンク	廃液中和タンク	床ドレン・サンプ ル・タンク	フィルタ	脱塩器	濃縮器	
	設備(建			機器ドレン系 (1号炉建物内	(1号及び2号 炉共用)					床ドレン・再生	廃液系 (1号及 び2号炉共用)					設備(建			機器ドレン系 (1号炉建物 内)	2				サンシュ 田 朱 アン・ブ・田 朱	八   本   本   本   本   1   1   1   1   1   1   1   1   1   1			・2号炉設置変更許可事項(1号) 施設の2号炉との共用取りやめ
20年2年	改置の区分							液体廃棄物の廃棄	三 三						設備築	の区分						液体廃棄物の廃棄	設調					の反映に伴う変更
	施設区分							放射性廃棄物の廃棄施設							1	<b>居</b> 双区分						放射性廃棄物の廃棄施設						

注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

				変	ご更前											梦	変更後						備考
	維持期間	放射性液体廃棄物	の処理が完了するまで	放射性液体廃棄物 の処理が完了する まで			放射性固体廃棄物の処理が完了するまっ	Ж		放射性固体廃棄物の処理が完了するまで		維持苗間	A仕14 7911月」	放射性液体廃棄物	の処理が完了する まで	放射性液体廃棄物 の処理が完了する まで			放射性固体廃棄物の処理が完了するまで			放射性固体廃棄物 の処理が完了する まで	
	本	包する放射性物質 漏えいするような	り有意 伏態づ	放射性液体廃棄物の 放出に影響するよう な有意な損傷がない 状態であること		内包寸る放射性物質	が漏えいするようなき裂、変形等の有意ななながない。	過 く		放射性固体廃棄物を 処理する能力を有す る状態であること		安安	Ή	 	の比	放射性液体廃棄物の 放出に影響するよう な有意な損傷がない 状態であること		放射性	が漏えいするような き裂,変形等の有意 な欠陥がない状態で			放射性固体廃棄物を 処理する能力を有す る状態であること	
	機能	北井州 磅 莊 炯 加	大学   上元 米 で	放射性廃棄物処理機能			放射性廃棄物貯 蔵機能			放射性廃棄物処理機能	0)	機能	JXX HE	放射性廃棄物処		放射性廃棄物処理機能			放射性廃棄物貯 蔵機能			放射性廃棄物処理機能	
1生 能作 作 加 改(0/10)		既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	性能維持施設(6/10)			既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	
無	及 編 接 中 数	2 基	1	1.	33	2 霍	2 基	1	2 基	1 対		び設備	維持台数	5 雅	1 推	H H	3 霍	2 基	2 基	1	2 基	1 基	
別	章   巻   本   本	シャワ・ドレン タンク	系 <u>(1号及び2</u> 号炉共用)	復水器冷却水放水口 (1号及び2号 炉共用)	濃縮廃液貯蔵タンク	廃樹脂タンク	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	フィルタ・スラッジ・サージ・タン	復水スラッジ分離タンク	減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))	第 6-1 表	位置,構造及び	設備(建物)名称	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	· ·	復水器冷却水放水口	濃縮廃液貯蔵タンク	廃樹脂タンク	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	フィルタ・スラッジ・サージ・タンク	復水スラッジ分離タンク (1号炉建物内)	減容機 (1号炉建物内)	・2号炉設置変更許可事項(1号施設の2号炉との共用取りやるの反映に伴う変更
\$4 H	設備等の区分		液体廃棄-				田休陵華	回子 物の廃棄 舗				設備等	の区分		孩 各 院 院 院 院 第	参 設 記 第 来			固体廃棄	物の廃棄設備			
	施設区分				1	放射性廃棄物の廃棄施設		. 10				程	M IX IX IX				1	放射性廃棄物の廃棄施設		· ·			

注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

	変更前															ぎ更後	<u> </u>					備考	
	維持期間	放射性液体廃棄物 の処理が完了する まで	各建物の管	を解除するまで			各建物の管理区域	を解除するまで					維持期間		各建物の管理区域	解除するま			各建物の管理区域	<i>₹</i> €			・2号炉設置変更許可事項(1号 屋外タンクの使用取りやめ)の 映に伴う変更
	件能	<u>内包する放射性物質</u> が漏えいするような き差裂、変形等の有意 な欠陥がない状態で あること	外部へ放射性物質が 漏えいするような有 意な損傷がない状態 であること	皮景方法			放射線障害を防止するために必要な権気	ができる状態であること					体能	部~放射性#	、漏 意 で	放射線障影響するな損傷がた			放射線障害を防止するために必要な換気	ができる状態である こと			
	機能	放射性廃棄物処理機能	放射性物質漏之	V)防止機能 放射線遮蔽機能			:	換気機能				(0)	機能		放射性物質漏之以吐土燥や	V.均正傚距 放射線遮蔽機能			春戶泰公				
1. 10.7 AIB NG R. 10.7 10.7		既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり		性能維持施設 (9/10)			既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	
び設備 上間が	維持台数		福口	<b></b>	1 4	1000	2 個	1 1	1 中	2 個		表性能	び設備無無持令数	番打口数	<b></b>	<b>社</b>	1 1	1 中	2個	1 🕁	1-	2 個	
イン・エンター エンター エンター インター	<b>黎</b>				給気ファン	排気ファン	71113	給気ファン	排気ファン	フィルタ		第6-13	位置,構造及び 名称				給気ファン	排気ファン	フィルタ	給気ファン	排気ファン	フィルタ	
	設備(建物)	ジタンク(補助サ	廃棄物処理建物	ビン建物		タービン建物換気系		K.	廃棄物処理建 物換気系				設備(建物)	以間 ()体物)	廃棄物処理建物	ビン建物		タービン建物換気系	4	<u> </u>	廃棄物処理建 物換気系		
光准弦	以間等の区分	その他主要な事項を		華物物 多种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种				カラ				_	設備等の区分		廃棄建物及び	構築物 夕			発電所補格合物	カ設備 			
	施設区分	その他原子炉の附属施設。	W. W.	· **	I	その他主要施設	W	/ md,					施設区分			<del>14.</del>	<u> </u>	その他主要施設	M.	<u>m'</u> ,			

注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

#### 十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄の記述の一部 を,島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較 表の変更後欄のとおり変更する。

変更前	変更後	備考
2.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量	2.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量	
(1) 解体工事準備期間中	(1) 解体工事準備期間中	
解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物の種	解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物の種	
類としては、系統除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン	類としては、系統除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン	
廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。	廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。	
解体工事準備期間中は,原子炉の運転を終了していること,原子炉	解体工事準備期間中は,原子炉の運転を終了していること,原子炉	
の運転を停止してから長時間が経過していること,放射性物質によっ	の運転を停止してから長時間が経過していること,放射性物質によっ	
て汚染された区域の解体工事を行わず,原子炉運転中の定期事業者検	て汚染された区域の解体工事を行わず、原子炉運転中の定期事業者検	
査時と同等の状態が継続すること、放射性液体廃棄物の管理に必要な	査時と同等の状態が継続すること、放射性液体廃棄物の管理に必要な	
放射性廃棄物処理機能,放出管理機能を有する設備を維持管理するこ	放射性廃棄物処理機能,放出管理機能を有する設備を維持管理するこ	
と, 1号炉の復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度	と、1号炉の復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度	
が運転中と同等となるよう運転終了に伴う復水器冷却水流量の減少	が運転中と同等となるよう1号炉の運転終了及び1号炉取水槽への	・2号炉設置変更許可事項(流路縮
を考慮した放出管理目標値を設定し管理することから、放射性液体廃	流路縮小工設置に伴い復水器冷却水を停止することを考慮した放出	小工設置に伴う循環水ポンプの停
棄物の放出量は,原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えな	管理目標値を設定し管理することから、放射性液体廃棄物の放出量	止)の反映に伴う変更
いと評価できる。	は,原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価でき	
	る。	

島根原子力発電所1	号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表	
変更前	変更後	
3.2 放射性固体廃棄物の管理	3.2 放射性固体廃棄物の管理	
(1) 解体工事準備期間中	(1) 解体工事準備期間中	
① 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液	① 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液	
床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、濃縮	床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、濃縮	
廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材	廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材	
( <u>プラスチック</u> ) と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。	(セメント)と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。	・2号炉設置変更許可事項(2号炉
② ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液	② ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液	施設における固体廃棄物処理方法
ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、ランド	ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、ランド	の変更)の反映に伴う変更
リ・ドレン濃縮廃液タンクに集め放射能を減衰させた後、雑固体	リ・ドレン濃縮廃液タンクに集め放射能を減衰させた後、雑固体	
廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管	廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管	
するか、又は雑固体廃棄物処理設備で溶融した後、ドラム缶内に	するか、又は雑固体廃棄物処理設備で溶融した後、ドラム缶内に	
モルタル固化して貯蔵保管する。	モルタル固化して貯蔵保管する。	
③ 復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂	③ 復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂	
及びフィルタ等から発生するフィルタ・スラッジ	及びフィルタ等から発生するフィルタ・スラッジ	
復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂	復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂	
及びフィルタ等から <u>は</u> 発生するフィルタ・スラッジは、廃樹脂タ	及びフィルタ等から発生するフィルタ・スラッジは、廃樹脂タン	・記載の適正化
ンク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵し放射能を減衰さ	ク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵し放射能を減衰させ	
せた後、ドラム詰装置で固化材(プラスチック)と混合してドラ	た後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰	・2号炉設置変更許可事項(2号炉
<u>ム缶内に固化し貯蔵保管するか、又は</u> 雑固体廃棄物焼却設備で焼	めて貯蔵保管するか,又は雑固体廃棄物処理設備で溶融した後,	施設における固体廃棄物処理方法
却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体	ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。	の変更)の反映に伴う変更
廃棄物処理設備で溶融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯		
蔵保管する。		
④ 復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済	④ 復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済	
樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジ	樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジ	
復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済	復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済	
樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジは、廃樹脂タ	樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジは、廃樹脂タ	
ンク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵する <u>か、又は貯蔵</u>	ンク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。	・2号炉設置変更許可事項(2号炉
し放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材(プラスチック)		施設における固体廃棄物処理方法
<u>と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する</u> 。		の変更)の反映に伴う変更

	前	多	備考	
第 10-2 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の 放出管理目標値		第 10-2 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の 放出管理目標値		
	(単位: Bq/y)		(単位:Bq/y)	
項目	放出管理目標値*1	項目	放出管理目標值*1	
放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	$8.6 \times 10^{10}$	放射性液体廃棄物 (H-3を除く)		・2号炉設置変更許可事項(流路線 小工設置に伴う循環水ポンプの係
: 1号, 2号及び3号炉合算の信	値を示す。	※1:1号,2号及び3号炉合算の	の値を示す。	

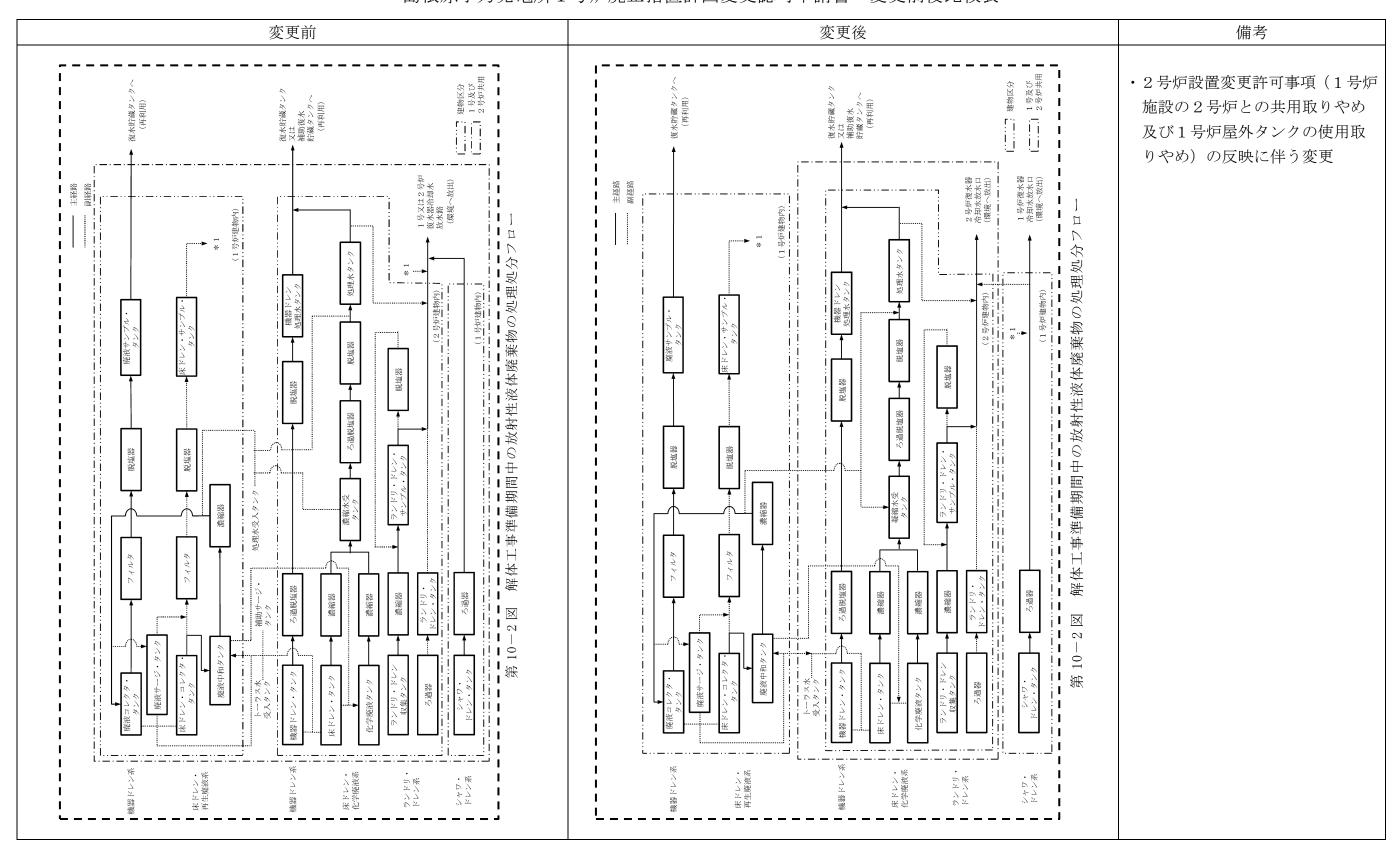
注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前				変更後				備考
	軽棄物の貯蔵	、保管場所、	ごとの種類及び数量	第 10-3 表 放射性固体原	<b>逐棄物の貯</b> 蔵	蔵・保管場所、	ごとの種類及び数量	
貯蔵・保管場所	種類		貯蔵・保管量 **1	貯蔵・保管場所	種類		貯蔵・保管量 **1	
固体廃棄物貯蔵所*2		均質固化体	172本	固体廃棄物貯蔵所※2		均質固化体	172本	
	ドラム缶	充填固化体	2,072本		ドラム缶	充填固化体	2,072本	
		雑固体の他	9,712本 1,482本相当*3			*//	9,712本	
	その他			その他	雅固体	1,482本相当**3		
濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液		約 22 m³	濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液		約22m³	
廃樹脂タンク	使用済樹脂		約88m³	廃樹脂タンク	使用済樹脂		約88m³	
フィルタ・スラッジ貯蔵 タンク	フィルタ・スラッジ		約 237 m³	フィルタ・スラッジ貯蔵 タンク	フィルタ・スラッジ		約237m³	
復水スラッジ分離タンク	フィルタ・スラッジ		O m <sup>3</sup>	復水スラッジ分離タンク	フィルタ・スラッジ		O m <sup>3</sup>	
サイトバンカ貯蔵プール *2	制御棒		123本	サイトバンカ貯蔵プール	制御棒		123本	
	チャンネルボックス		1,360本	<b>※</b> 2	チャンネルボックス		1,360本	
	ポイズンカーテン		161本		ポイズンカーテン その他		161本	
	その他		約 55 m³				約 55 m³	
1号炉原子炉建物内の	制御棒		29本	1 号炉原子炉建物内の 使用済燃料貯蔵設備 (燃料プール)	制御棒		29本	
使用済燃料貯蔵設備	チャンネルボックス		722本		チャンネルボックス		722本	
(燃料プール)	ポイズンカーテン		13本		ポイズンカ	コーテン	13本	
※1:平成28年12月末	時点の貯蔵	・保管量であ	<b>3</b> 。	※1:平成28年12月末	時点の貯蔵	・保管量であ	る。	
※2:1号,2号及び3号炉共用			※2:1号,2号及び3号炉共用					
※3:200 <u>0</u> ドラム缶換算値を示す。			※3:200 <u>L</u> ドラム缶換算値を示す。			・記載の適正化		

注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

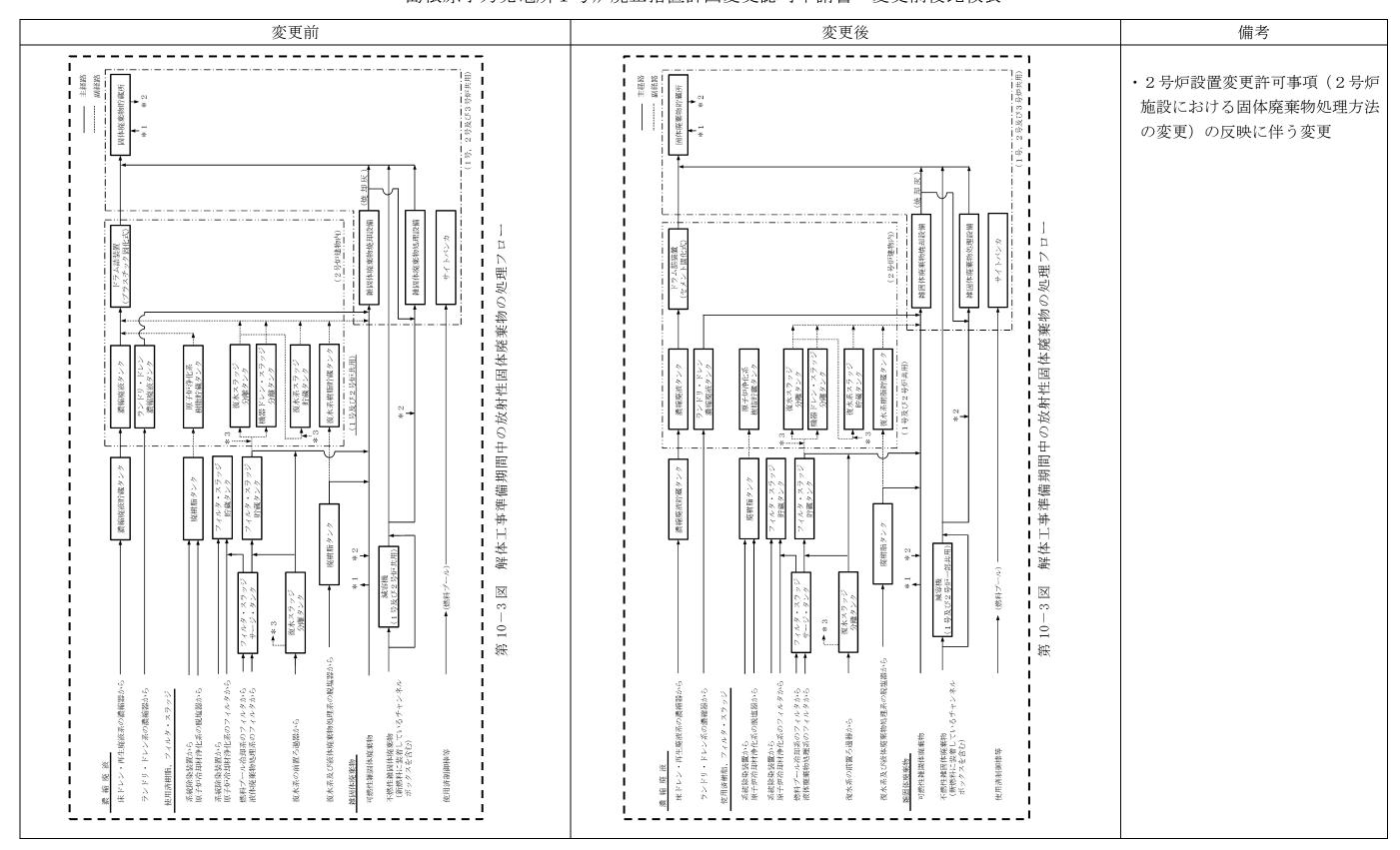
変更前		変更後	備考	
第 10-4 表 解体工事準備期間中に 推定発生量	発生する放射性固体廃棄物の	第 10-4 表 解体工事準備期間中に 推定発生量		
種類	推定発生量	種類	推定発生量	
維固体廃棄物	可燃物:約2,500本 ** <sup>1,2</sup> 不燃物:約4,800本 ** <sup>1,3</sup>	雑固体廃棄物	可燃物:約2,500本 ** <sup>1,2</sup> 不燃物:約4,800本 ** <sup>1,3</sup>	
使用済樹脂、フィルタ・スラッジ	約17m³	使用済樹脂、フィルタ・スラッジ	約17m³	
制御棒	97本	制御棒	97本	
チャンネルボックス**4	92本	チャンネルボックス**4	92本	
※1:200 <u>0</u> ドラム缶換算値を示す。		※1:200 <u>L</u> ドラム缶換算値を示す。	・記載の適正化	
※2:雑固体焼却設備にて焼却後の数量は約60本		※2:雑固体焼却設備にて焼却後の数		
※3:雑固体廃棄物処理設備で溶融後の数量は約2,400本		※3:雑固体廃棄物処理設備で溶融後		
※4:燃料棒以外の燃料部品を含む。		※4:燃料棒以外の燃料部品を含む。		
注)解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物の放射能レベル		注)解体工事準備期間中に発生する放		
区分は、原子炉等規制法に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の		区分は、原子炉等規制法に基づき		
廃棄施設に廃棄するまでに決定する	<b>5</b> 。	廃棄施設に廃棄するまでに決定す	る。	

注) 下線及び点線枠は,変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表



注) 下線及び点線枠は,変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

## 添付 書類

今回の変更申請に係る島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申 請書の添付書類は以下のとおりである。

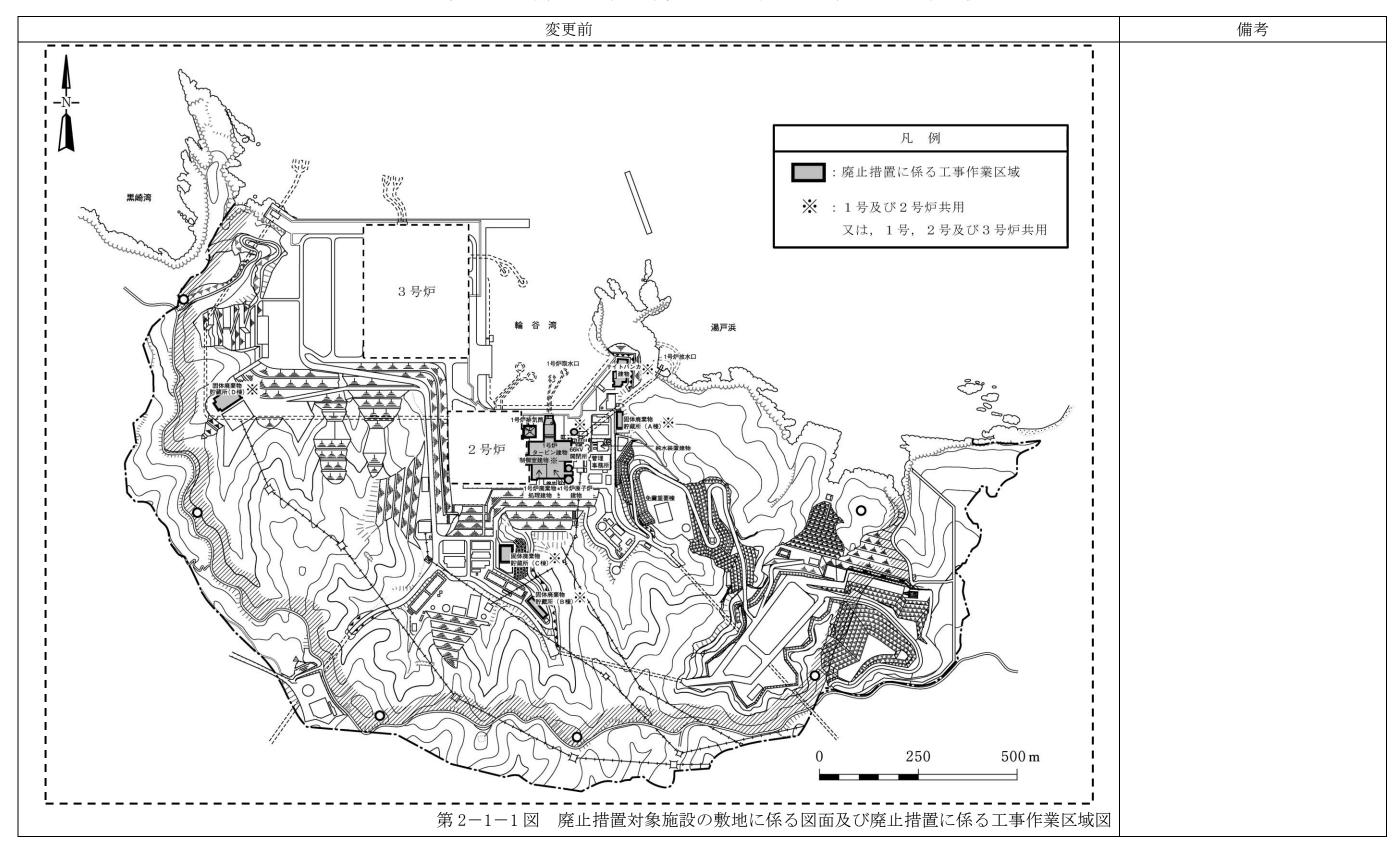
添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作 業区域図

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

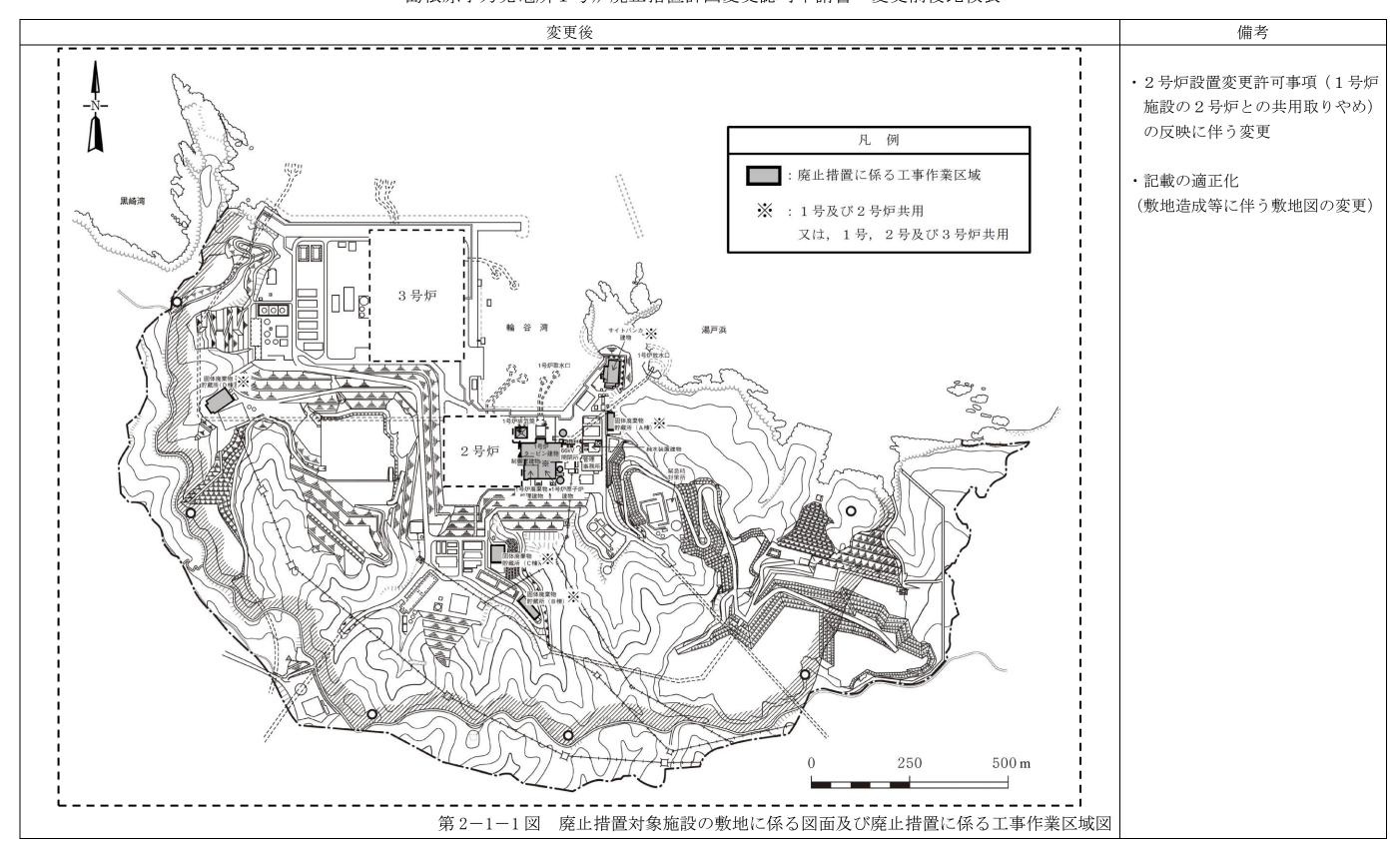
添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に 関する説明書 添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作 業区域図

廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図の記述の一部を,島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。



注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



注) 下線及び点線枠は,変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書の記述の一部を, 島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の 変更後欄のとおり変更する。

#### 変更前 変更後 備考 2.2.1 解体工事準備期間中 2.2.1 解体工事準備期間中 (1) 放射性気体廃棄物の放出による被ばく (1) 放射性気体廃棄物の放出による被ばく 解体工事準備期間中における環境への放射性物質の放出に伴い周辺 解体工事準備期間中における環境への放射性物質の放出に伴い周辺 公衆が受ける被ばく線量は、線量目標値指針、「発電用軽水型原子炉施 公衆が受ける被ばく線量は、線量目標値指針、「発電用軽水型原子炉施 設周辺の線量目標値に対する評価指針」(以下「線量評価指針」という。), 設周辺の線量目標値に対する評価指針」(以下「線量評価指針」という。), 「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価に 「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価に ついて」(以下「一般公衆線量評価」という。)及び「発電用原子炉施設 ついて」(以下「一般公衆線量評価」という。)及び「発電用原子炉施設 の安全解析に関する気象指針」(以下「気象指針」という。)に準拠し、 の安全解析に関する気象指針」(以下「気象指針」という。)に準拠し、 「原子炉設置許可申請書 添付書類九」における放射性気体廃棄物によ 「原子炉設置許可申請書 添付書類九」における放射性気体廃棄物によ る被ばく線量評価方法を基本として評価する。 る被ばく線量評価方法を基本として評価する。 なお,評価に使用する気象条件は,現地における1996年1月から1996 なお,評価に使用する気象条件は,現地における 2009 年 1 月から 2009 • 2 号炉設置変更許可事項(代表気 象年変更)の反映に伴う変更 年12月までの観測による実測値を使用する。 年12月までの観測による実測値を使用する。 (中 略) (中略) b. 実効線量の評価結果 b. 実効線量の評価結果 放出管理目標値に相当する放射性物質を放出する場合の実効線量 放出管理目標値に相当する放射性物質を放出する場合の実効線量 は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の値から、1号炉 は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の値から、1号炉 の寄与分を除いた状態になると評価できる。 の寄与分を除いた状態になると評価できる。 敷地境界外陸側 12 方位について希ガスの γ 線に起因する実効線量 敷地境界外陸側 12 方位について希ガスの γ 線に起因する実効線量 を第3-2-3表に、評価地点を第3-2-1図に示す。これによれば、 を第3-2-3表に、評価地点を第3-2-1図に示す。これによれば、 1号、2号及び3号炉からの希ガスのγ線による実効線量の最大値 1号、2号及び3号炉からの希ガスのγ線による実効線量の最大値 は、2号炉排気筒の北西約 850m の敷地境界において、約 5.1 μ Sv/v は、2号炉排気筒の北西約 850m の敷地境界において、約 4.3 μ Sv/v • 2 号炉設置変更許可事項(代表気 である。 である。 象年変更に伴う2号及び3号炉の また、放射性気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量を また、放射性気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量を 被ばく評価見直し)の反映に伴う 第3-2-4表に示す。これによれば、1号、2号及び3号炉による放 第3-2-4表に示す。これによれば、1号、2号及び3号炉による放 変更 射性気体廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取、葉菜摂取による実効 射性気体廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取、葉菜摂取による実効 線量の最大値は、成人で約 0.13 µ Sv/v、幼児で約 0.79 µ Sv/v、乳児 線量の最大値は、成人で約 0.10 µ Sv/v, 幼児で約 0.58 µ Sv/v, 乳児 で約 0.65 μ Sv/y である。 で約 0.48 μ Sv/y である。

変更前	変更後	備考
(2) 放射性液体廃棄物の放出による被ばく	(2) 放射性液体廃棄物の放出による被ばく	
(中 略)	(中 略)	
a. 放射性液体廃棄物の推定放出量解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物は、系統の汚染の除去に伴い発生する除染廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物がある。 液体廃棄物処理系から廃液を環境に放出する際には、サンプルタンク等に貯留した後、廃液中の放射性物質の濃度を測定し、復水器冷却水放水口における放射性物質の濃度が、線量告示に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに、放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。 放出管理目標値は、1号炉の運転終了に伴う復水器冷却水流量の減少を考慮し、1号炉の復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう、以下のとおり変更する。	a. 放射性液体廃棄物の推定放出量解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物は、系統の汚染の除去に伴い発生する除染廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物がある。液体廃棄物処理系から廃液を環境に放出する際には、サンプルタンク等に貯留した後、廃液中の放射性物質の濃度を測定し、復水器冷却水放水口における放射性物質の濃度が、線量告示に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに、放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。	・2号炉設置変更許可事項(流路縮小工設置に伴う循環水ポンプ停止)の反映に伴う変更
(中 略)	(中 略)	
(b) 解体工事準備期間中における放出管理目標値 1号原子炉運転中においては、実効線量の計算に用いる海水中に おける放射性物質の濃度は、1号炉の循環水ポンプ3台運転、稼働 率80%の場合の冷却水量を基に計算している。 今後、1号炉復水器冷却水放水口から放出する際は、1号炉の循 環水ポンプの運転台数を減少させることから、評価上は循環水ポン プ1台運転を想定する。 今後も、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を1号炉原子炉運転中と同等に維持するため、1号炉からの放出 量を、原子炉運転中の3分の1に変更する。	(b) 解体工事準備期間中における放出管理目標値 1号原子炉運転中においては、実効線量の計算に用いる海水中に おける放射性物質の濃度は、1号炉の循環水ポンプ3台運転、稼働 率80%の場合の冷却水量を基に計算している。 今後、1号炉取水槽への流路縮小工設置に伴い復水器冷却水を停止することから、1号炉復水器冷却水放水口からの放出においては、 評価上、原子炉補機冷却系海水ポンプ1台運転を想定する。 今後も、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を1号炉原子炉運転中と同等に維持するため、1号炉から放出量を減少させる。また、1号炉から放出される放射性液体廃棄物の 核種構成については、原子炉停止後の減衰を考慮して、短半減期核 種を除外した核種構成とする。	<ul><li>・2号炉設置変更許可事項(流路縮小工設置に伴う循環水ポンプ停止)の反映に伴う変更</li><li>・原子炉停止後の減衰の考慮</li></ul>

変更前	変更後	備考
なお、2号及び3号炉から放出される放射性液体廃棄物の放出量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の値と同様とする。以上より、解体工事準備期間中における1号、2号及び3号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量を第3-2-6表に示す。したがって、第3-2-7表に示すとおり、放射性液体廃棄物の放出管理目標値(トリチウムを除く)を1号、2号及び3号炉合計で8.6×10 <sup>10</sup> Bq/yに変更する。	なお、2号及び3号炉から放出される放射性液体廃棄物の放出量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の値と同様とする。以上より、解体工事準備期間中における1号、2号及び3号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量を第3-2-6表に示す。したがって、第3-2-7表に示すとおり、放射性液体廃棄物の放出管理目標値(トリチウムを除く)を1号、2号及び3号炉合計で7.4×10 <sup>10</sup> Bq/yに変更する。	・2号炉設置変更許可事項(流路縮小工設置に伴う循環水ポンプ停止)の反映に伴う変更

注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時(	(3) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時	
こ摂取する場合の被ばく	に摂取する場合の被ばく	
(中 略)	(中 略)	
(中 略)  7. 実効線量の評価結果解体工事準備期間中の1号,2号及び3号炉による放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量計算結果を第 $3-2-11$ 表に示す。これによれば、海藻類を摂取する場合、成人で約 $0.03 \mu$ Sv/y、幼児で約 $0.13 \mu$ Sv/y、乳児で約 $0.16 \mu$ Sv/y となる。また、海藻類を摂取しない場合は、成人で約 $0.15 \mu$ Sv/y 幼児で約 $0.83 \mu$ Sv/y、乳児で約 $0.68 \mu$ Sv/y となる。よう素に起因する実効線量は、放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合において海藻類を摂取しない幼児が最大となり、約 $0.83 \mu$ Sv/y となる。	(中 略) b. 実効線量の評価結果 解体工事準備期間中の1号,2号及び3号炉による放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量計算結果を第 $3-2-11$ 表に示す。これによれば、海藻類を摂取する場合,成人で約 $0.03\mu\mathrm{Sv/y}$ ,幼児で約 $0.11\mu\mathrm{Sv/y}$ ,乳児で約 $0.14\mu\mathrm{Sv/y}$ となる。また、海藻類を摂取しない場合は、成人で約 $0.12\mu\mathrm{Sv/y}$ ,幼児で約 $0.63\mu\mathrm{Sv/y}$ ,乳児で約 $0.51\mu\mathrm{Sv/y}$ となる。よう素に起因する実効線量は、放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合において海藻類を摂取しない幼児が最大となり、約 $0.63\mu\mathrm{Sv/y}$ となる。	・2号炉設置変更許可事項(代表等象年変更に伴う2号及び3号炉の被ばく評価見直し)の反映に伴う変更

変更前	変更後	備考
数地境界外における1号、2号及び3号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量、放射性液体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中とび放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は、第3-2-12表に示すとおり、それぞれ約5.1μSv/y、約12μSv/y及び約0.83μSv/yとなり、合計約18μSv/yである。この値は、線量目標値指針に示される線量目標値50μSv/yを下回る。また、島根原子力発電所の原子炉施設からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、一般公衆線量評価に示される「年間50μGy程度」を下回る。	数地境界外における1号,2号及び3号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量、放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量並びに放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は,第3-2-12表に示すとおり、それぞれ約4.3μSv/y、約12μSv/y及び約0.63μSv/yとなり、合計約17μSv/yである。この値は、線量目標値指針に示される線量目標値50μSv/yを下回る。また、島根原子力発電所の原子炉施設からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、一般公衆線量評価に示される「年間50μGy程度」を下回る。	・2号炉設置変更許可事項(代表会象年変更に伴う2号及び3号炉で被ばく評価見直し)の反映に伴変更

			変更前					変更後		備考
第 3-	-2-3表	敗地境界外にお	おける希ガスのγ線	に起因する実効線量	∄ 第 3−	-2-3表	敦地境界外にお	おける希ガスの γ 線	に起因する実効線量	
	計算地点の	2号炉排気筒	希ガスのγ線に起因 する実効線量	希ガスのγ線に 起因する実効線量	中の	起因する実効線量				
	方位	からの距離	( μ Sv/y)			   方位		(μ 3ν/ γ)		
		(m)	1 号炉	2 号及び 3 号炉 (合計)			(m)	1 号炉		
	ENE	約3, 100 <sup>※1</sup>	0	京	・2号炉設置変更許可事項(代表気					
	E	約1,350 <sup>※1</sup>	0	<u>約2.4×10°</u>		E	約1,350 <sup>※1</sup>	0	<u>約1.5×10°</u>	象年変更に伴う2号及び3号炉の
	ESE	約1,370	0	<u>約2.1×10°</u>		ESE	約1,370	О	<u>約2.0×10°</u>	
	SE	約1,100	0	約2.2×10°		SE	約1,100	0	約2.2×10°	<b>多</b> 史
敷	SSE	約960	0	<u>約1.5×10°</u>	敷	SSE	約960	0	<u>約2.3×10°</u>	
地	S	約850	0	<u>約1.6×10°</u>	地	S	約850	0	約1.9×10°	
境	SSW	約820	0	<u>約1.9×10°</u>	境	SSW	約820	0	<u>約2.2×10°</u>	
界	SW	約770	0	約2.3×10°	界	SW	約770	0	約2.3×10°	
	WSW	約800	0	<u>約2.5×10°</u>		WSW	約800	0	約2.1×10°	
	W	約850	0	<u>約2.2×10°</u>		W	約850	0	約1.7×10°	
	WNW	約810	0	<u>約2.6×10°</u>		WNW	約810	0	約1.7×10°	
	NW	約850 <sup>※1</sup>	0	<u>約5.1×10°</u>		NW	約850 <sup>※1</sup>	0	<u>約4.3×10°</u>	
*	(1:海を隔て	て比較的近距離	<b>能に陸地が存在するた</b>	め,この陸地の海岸線	*	・ (1:海を隔て	て比較的近距離	£に陸地が存在するた≀	め,この陸地の海岸線	
	を敷地境	界として評価を	行う。			を敷地境	界として評価を	行う。		

## 第3-2-4表 放射性気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する 実効線量

変更前

(単位: μ Sv/y)

						実 効 緞	泉 量	
年グル		摂 経	-	1 号	<b></b> 身炉	2	2 号及び 3 号版 (合計)	ii ii
		//	νн	<sup>131</sup> I	<sup>133</sup> I	<sup>131</sup> I	133 I	合 計
		吸	入	0	0	約1.7×10 <sup>-2</sup>	約5.0×10 <sup>-3</sup>	約2.2×10 <sup>-2</sup>
	r	葉	菜	0	0	約5.3×10 <sup>-2</sup>	約2.6×10 <sup>-3</sup>	約5.6×10 <sup>-2</sup>
成	人	牛	乳	0	0	約5.1×10 <sup>-2</sup>	約1.1×10 <sup>-3</sup>	約5.2×10 <sup>-2</sup>
		合	計	0	0	約1.2×10 <sup>-1</sup>	約8.8×10 <sup>-3</sup>	約1.3×10 <sup>-1</sup>
		吸	入	0	0	約3.1×10 <sup>-2</sup>	約1.1×10 <sup>-2</sup>	約4.2×10 <sup>-2</sup>
	<b>.</b> □	葉	菜	0	0	約1.3×10 <sup>-1</sup>	約7.2×10 <sup>-3</sup>	約1.3×10 <sup>-1</sup>
幼	児	牛	乳	0	0	約6.0×10 <sup>-1</sup>	約1.5×10 <sup>-2</sup>	約6.1×10 <sup>-1</sup>
		合	計	0	0	約7.5×10 <sup>-1</sup>	約3.3×10 <sup>-2</sup>	約7.9×10 <sup>-1</sup>
		吸	入	0	0	約1.9×10 <sup>-2</sup>	約7.8×10 <sup>-3</sup>	約2.7×10 <sup>-2</sup>
751	I I	葉	菜	0	0	約9.4×10 <sup>-2</sup>	約6.4×10 <sup>-3</sup>	約1.0×10 <sup>-1</sup>
乳	児	牛	乳	0	0	約5.2×10 <sup>-1</sup>	約1.9×10 <sup>-3</sup>	約5.2×10 <sup>-1</sup>
		合	計	0	0	約6.3×10 <sup>-1</sup>	約1.6×10 <sup>-2</sup>	約6.5×10 <sup>-1</sup>

#### 第3-2-4表 放射性気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する 実効線量

変更後

(単位: μ Sv/y)

						実 効 総	泉 量	
年グル	令 ープ	摂 経		1 5	<b></b>	2	2 号及び 3 号版 (合計)	Ħ
				<sup>131</sup> I	<sup>133</sup> I	<sup>131</sup> I	<sup>133</sup> I	合 計
		吸	入	0	0	約1.3×10 <sup>-2</sup>	約3.9×10 <sup>-3</sup>	約1.7×10 <sup>-2</sup>
成	I	葉	菜	0	0	<u>約4.0×10<sup>-2</sup></u>	約2.0×10 <sup>-3</sup>	約4.2×10 <sup>-2</sup>
万义	人	牛	乳	0	0	<u>約3.8×10<sup>-2</sup></u>	約8.5×10 <sup>-4</sup>	約3.9×10 <sup>-2</sup>
		合	計	0	0	約9.0×10 <sup>-2</sup>	約6.7×10 <sup>-3</sup>	約9.7×10 <sup>-2</sup>
		吸	入	0	0	約2.3×10 <sup>-2</sup>	約8.4×10 <sup>-3</sup>	約3.1×10 <sup>-2</sup>
幼幼	児	葉	菜	0	0	約9.3×10 <sup>-2</sup>	約5.5×10 <sup>-3</sup>	約9.8×10 <sup>-2</sup>
3)]	火亡	牛	乳	0	0	<u>約4.4×10<sup>-1</sup></u>	約1.2×10 <sup>-2</sup>	約4.5×10 <sup>-1</sup>
		合	計	0	0	約5.6×10 <sup>-1</sup>	約2.6×10 <sup>-2</sup>	約5.8×10 <sup>-1</sup>
		吸	入	0	0	<u>約1.4×10<sup>-2</sup></u>	約6.0×10 <sup>-3</sup>	約2.0×10 <sup>-2</sup>
乳	児	葉	菜	0	0	約6.9×10 <sup>-2</sup>	約4.9×10 <sup>-3</sup>	約7.4×10 <sup>-2</sup>
fb	ፓቬ	牛	乳	0	0	<u>約3.8×10<sup>-1</sup></u>	約1.4×10 <sup>-3</sup>	約3.8×10 <sup>-1</sup>
		合	計	0	0	約4.7×10 <sup>-1</sup>	約1.2×10 <sup>-2</sup>	<u>約4.8×10<sup>-1</sup></u>

・2号炉設置変更許可事項(代表気 象年変更に伴う2号及び3号炉の 被ばく評価見直し)の反映に伴う 変更

備考

注) 下線及び点線枠は,変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

### 第3-2-6表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の 年間放出量

変更前

(単位: Bq/y)

			(平位, Dq/ y)
核種	1号炉	2 号炉*1	3 号炉*1
C r -51	2. 5×10 <sup>8</sup>	7. 4×10 <sup>8</sup>	7. 4×10 <sup>8</sup>
M n -54	4. 9×10 <sup>9</sup>	1. $5 \times 10^{10}$	1. 5×10 <sup>10</sup>
F e -59	8. 6×10 <sup>8</sup>	2. 6×10 <sup>9</sup>	2. 6×10 <sup>9</sup>
C o -58	$3.7 \times 10^{8}$	1. 1×10 <sup>9</sup>	1. 1×10 <sup>9</sup>
C o -60	3.7×10 <sup>9</sup>	1. $1 \times 10^{10}$	1. 1×10 <sup>10</sup>
S r -89	2. 5×10 <sup>8</sup>	7. 4×10 <sup>8</sup>	7. 4×10 <sup>8</sup>
S r -90	1. 2×10 <sup>8</sup>	3. $7 \times 10^{8}$	3. 7×10 <sup>8</sup>
I -131	$2.5 \times 10^{8}$	7. $4 \times 10^{8}$	7. 4×10 <sup>8</sup>
C s -134	6. 2×10 <sup>8</sup>	1. 9×10 <sup>9</sup>	1. 9×10 <sup>9</sup>
C s -137	9. 9×10 <sup>8</sup>	3. 0×10 <sup>9</sup>	3. 0×10 <sup>9</sup>
放出量合計	1. 2×10 <sup>10</sup>	$3.7 \times 10^{10}$	$3.7 \times 10^{10}$
(H-3を除く)			
H - 3	$1.2 \times 10^{12}$	$3.7 \times 10^{12}$	3. $7 \times 10^{12}$

※1:2号及び3号炉から放出される放射性液体廃棄物の年間放出量 は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」の値を示す。

### 第3-2-7表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出 第3-2-7表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出 管理目標值

(単位: Bq/y)

項目	放出管理目標值**1
放射性液体廃棄物	$8.6 \times 10^{10}$
(H-3を除く)	<u>8.0×10</u>

※1:1号,2号及び3号炉合算の値を示す。

#### 第3-2-6表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の 年間放出量

変更後

(単位:Bq/y)

核種	1 号炉	2 号炉**1	3 号炉*1
C r -51	<u>~ 0</u>	7. 4×10 <sup>8</sup>	7. 4×10 <sup>8</sup>
M n -54	1.4×10 <sup>8</sup>	1. $5 \times 10^{10}$	$1.5 \times 10^{10}$
F e -59	<u>~ 0</u>	2. 6×10 <sup>9</sup>	2.6×10 <sup>9</sup>
C o -58	<u>~ 0</u>	1. 1×10 <sup>9</sup>	1.1×10 <sup>9</sup>
C o -60	1.0×10 <sup>8</sup>	1. $1 \times 10^{10}$	$1.1 \times 10^{10}$
S r -89	<u>~ 0</u>	7. 4×10 <sup>8</sup>	7. 4×10 <sup>8</sup>
S r -90	3.4×10 <sup>6</sup>	3. $7 \times 10^{8}$	$3.7 \times 10^{8}$
I —131	<u>~ 0</u>	7. 4×10 <sup>8</sup>	7. 4×10 <sup>8</sup>
C s -134	$1.7 \times 10^{7}$	1. 9×10 <sup>9</sup>	1.9×10 <sup>9</sup>
C s -137	$2.7 \times 10^{7}$	3. 0×10 <sup>9</sup>	3. 0×10 <sup>9</sup>
放出量合計	2.8×10 <sup>8</sup>	$3.7 \times 10^{10}$	$3.7 \times 10^{10}$
(H-3を除く)			
H – 3	$3.4 \times 10^{10}$	3. $7 \times 10^{12}$	3. $7 \times 10^{12}$

※1:2号及び3号炉から放出される放射性液体廃棄物の年間放出量 は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」の値を示す。

## 管理目標值

(単位:Bq/y)

項目	放出管理目標值*1
放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	$7.4 \times 10^{10}$

※1:1号,2号及び3号炉合算の値を示す。

• 2 号炉設置変更許可事項(流路縮 小工設置に伴う循環水ポンプ停 止)の反映に伴う変更

備考

• 2 号炉設置変更許可事項(流路縮 小工設置に伴う循環水ポンプ停

止)の反映に伴う変更

注) 下線及び点線枠は,変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

備考		更後				更前		
	メータ及び換算係数	用するパラノ	計算に使	第 3-2-8 表 線量	メータ及び換算係数	用するパラス	計算に使	第 3-2-8 表 線量
		略)	(中			略)	(中	
	数值	単 位	記号	パラメータ	数值	単 位	記号	パラメータ
	成人 I-131 1.6×10 <sup>-2</sup> I-133 3.1×10 <sup>-3</sup> 幼児 I-131 7.5×10 <sup>-2</sup> I-133 1.7×10 <sup>-2</sup> 乳児 I-131 1.4×10 <sup>-1</sup> I-133 3.8×10 <sup>-2</sup>	μ Sv/Bq	Кті	よう素における核種 i の 経口摂取による実効線量 係数	成人 I-131 1.6×10 <sup>-2</sup> I-133 3.1×10 <sup>-3</sup> 幼児 I-131 7.5×10 <sup>-2</sup> I-133 1.7×10 <sup>-2</sup> 乳児 I-131 1.4×10 <sup>-1</sup> I-133 3.8×10 <sup>-2</sup>	μ Sv/Bq	Кті	よう素における核種 i の 経口摂取による実効線量 係数
・2号炉設置変更許可事項(代表気 象年変更に伴う2号及び3号炉の 被ばく評価見直し)の反映に伴う	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	Bq/cm³	<del>7</del> i	核種 i の年平均地上空気 中濃度	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	Bq/cm³	$\overline{\chi}$ i	核種 i の年平均地上空気 中濃度
変更								

## 第 3-2-11 表 放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に 含まれるよう素に起因する実効線量

変更前

(単位: μ Sv/y)

	年 令 グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する まれるよう素に起因する 実効線量		放射性液体原	景を同時に摂
		海藻類を摂取 する場合	海藻類を摂取しない場合	海藻類を摂取 する場合	海藻類を摂取 しない場合
1号, 2号	成人	約 2.0×10 <sup>-2</sup>	約 1.9×10 <sup>-2</sup>	約 2.8×10 <sup>-2</sup>	約 1.5×10 <sup>-1</sup>
及び3号炉	幼児	約 6.0×10 <sup>-2</sup>	約 4.5×10 <sup>-2</sup>	約 1.3×10 <sup>-1</sup>	約 8.3×10 <sup>-1</sup>
(合計)	乳児	約 7.4×10 <sup>-2</sup>	約 3.4×10 <sup>-2</sup>	約 1.6×10 <sup>-1</sup>	約 6.8×10 <sup>-1</sup>

#### 第3-2-12表 平常時における実効線量

(単位: μ Sv/y)

	実効線量
放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量	<u>約 5.1</u>
放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く) による実効線量	約 12
放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量	<u>約 0.83</u>
合 計	<u>約 18</u>

#### 第 3-2-11 表 放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に 含まれるよう素に起因する実効線量

変更後

(単位: μ Sv/y)

	年 令 グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する 実効線量		放射性液体原	経棄物中及び 経棄物中に含 素を同時に摂 実効線量
		海藻類を摂取	海藻類を摂取	海藻類を摂取	海藻類を摂取
		する場合	しない場合	する場合	しない場合
1号, 2号	成人	約 2.0×10 <sup>-2</sup>	約 1.9×10 <sup>-2</sup>	約 2.6×10 <sup>-2</sup>	約 1.2×10 <sup>-1</sup>
及び3号炉	幼児	約 5.9×10 <sup>-2</sup>	約 4.5×10 <sup>-2</sup>	約 1.1×10 <sup>-1</sup>	<u>約 6.3×10<sup>-1</sup></u>
(合計)	乳児	約 7.4×10 <sup>-2</sup>	約 3.4×10 <sup>-2</sup>	約 1.4×10 <sup>-1</sup>	約 5.1×10 <sup>-1</sup>

#### 第3-2-12表 平常時における実効線量

(単位: μ Sv/y)

	実効線量
放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量	<u>約 4.3</u>
放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く) による実効線量	約 12
放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量	<u>約 0.63</u>
合 計	<u>約 17</u>

・2号炉設置変更許可事項(代表気 象年変更に伴う2号及び3号炉の 被ばく評価見直し)の反映に伴う 変更

備考

・2号炉設置変更許可事項(代表気 象年変更に伴う2号及び3号炉の 被ばく評価見直し)の反映に伴う 変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合 に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書の記述の一部を,島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更 前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

変更前	変更後	備考
変更前  1.2.2 線量の評価  (1) 評価前提 実効線量の計算は、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における 評価と同様に行う。線量の評価に用いる相対濃度(χ/Q)及び相対線 量 (D/Q) は、1996年1月から1996年12月までの1年間の観測データ を使用して、気象指針に示された方法に従って求めたものを用いる。評価に使用する相対濃度(χ/Q)及び相対線量(D/Q)を第4-1-2表 に示す。	<ul> <li>1.2.2 線量の評価</li> <li>(1) 評価前提 実効線量の計算は、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における 評価と同様に行う。線量の評価に用いる相対濃度 (χ/Q) 及び相対線 量 (D/Q) は、2009 年 1 月から 2009 年 12 月までの 1 年間の観測データ を使用して、気象指針に示された方法に従って求めたものを用いる。評</li> </ul>	備考 ・2号炉設置変更許可事項(代表等象年変更)の反映に伴う変更

注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
変更前  (4) 評価結果 上記の評価方法に基づき敷地境界外の実効線量を評価した結果を第4 -1-3表に示す。 燃料集合体の落下による敷地境界外における周辺公衆の受ける実効線量は約4.9×10 <sup>-4</sup> mSvであり、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における「燃料集合体の落下」の評価結果を下回る。上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。	変更後  (4) 評価結果 上記の評価方法に基づき敷地境界外の実効線量を評価した結果を第4 -1-3表に示す。 燃料集合体の落下による敷地境界外における周辺公衆の受ける実効線量は約4.2×10 <sup>-4</sup> mSvであり、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における「燃料集合体の落下」の評価結果を下回る。上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。	備考 ・2号炉設置変更許可事項(代表を 象年変更)の反映に伴う変更

	200111			
第 4-1-2 表	評価に使用する相対濃度	$(\chi/Q)$	及び相対線量	(D/
Q)				

変更前

放出条件		相対濃度(χ/Q)	相対線量(D/Q)
実効放出 継続時間	放出位置	$(s/m^3)$	(Gy/Bq)
1 時間	建物放出	$3.7 \times 10^{-4}$	$2.0 \times 10^{-18}$

- 注) 1. 放出源の有効高さを0mとする。
  - 2. 評価に用いる  $\chi$  / Q 及び D / Q は、陸側方向の方位ごとに求めた累積出現頻度が 97%に当たる値のうち最も大きな値とする。

第 4-1-3 表 実効線量

	実効線量 (mSv)
   希ガスのγ線外部被ばくによる実効線量 	約 4.8×10 <sup>-4</sup>
よう素の内部被ばくによる実効線量	約 1. 7×10 <sup>-5</sup>
合 計	約 4. 9×10 <sup>-4</sup>

# 第 4-1-2 表 評価に使用する相対濃度( $\chi$ / Q)及び相対線量(D/ Q)

変更後

放出条件		相対濃度(χ/Q)	相対線量(D/Q)
実効放出 継続時間	放出位置	$(s/m^3)$	(Gy/Bq)
1 時間	建物放出	$2.6 \times 10^{-4}$	$1.7 \times 10^{-18}$

- 注) 1. 放出源の有効高さを0mとする。
  - 2. 評価に用いる  $\chi$  / Q 及び D / Q は、陸側方向の方位ごとに求めた累積出現頻度が 97%に当たる値のうち最も大きな値とする。

#### 第 4-1-3 表 実効線量

	実効線量 (mSv)
希ガスのγ線外部被ばくによる実効線量	約 4. 0×10 <sup>-4</sup>
よう素の内部被ばくによる実効線量	<u>約 1. 2×10<sup>-5</sup></u>
合 計	約 4. 2×10 <sup>-4</sup>

・2号炉設置変更許可事項(代表気象年変更)の反映に伴う変更

備考

・2号炉設置変更許可事項(代表気象年変更)の反映に伴う変更

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に 関する説明書

性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する 説明書の記述の一部を、島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可 申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

#### 変更前 変更後 備考 b. 液体廃棄物の廃棄設備 b. 液体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じ 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じ た設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出する。この た設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出する。この ため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持する。具体的な ため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持する。具体的な 性能維持施設は以下のとおり。 性能維持施設は以下のとおり。 機能 性能維持施設 機能 性能維持施設 廃液コレクタ・タンク 廃液コレクタ・タンク 機器ドレン系 廃液サンプル・タンク 廃液サンプル・タンク 機器ドレン系 放射性廃棄 放射性廃棄物 (1号炉建物 廃液サージ・タンク (1号炉建物 廃液サージ・タンク • 2 号炉設置変更許可事項(1 号炉 処理機能 内(1号及び2 物処理機能 フィルタ 内) フィルタ 施設の2号炉との共用取りやめ) 号炉共用)) 脱塩器 脱塩器 の反映に伴う変更 床ドレン・コレクタ・タンク 床ドレン・コレクタ・タンク 廃液中和タンク 廃液中和タンク 床ドレン・再生 床ドレン・サンプル・タンク 床ドレン・再生 床ドレン・サンプル・タンク 廃液系(1号及 濃縮器 廃液系 濃縮器 び2号炉共用) フィルタ フィルタ 放射性廃棄 脱塩器 脱塩器 放射性廃棄物 物処理機能 処理機能 シャワ・ドレン シャワ・ドレン・タンク シャワ・ドレンシャワ・ドレン・タンク 系(1号及び2 ろ過器 ろ過器 号炉共用) 復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用) 復水器冷却水放水口 • 2 号炉設置変更許可事項(1 号炉 サージタンク(補助サージ・タンク) 屋外タンクの使用取りやめ)の反 「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設(濃縮器及び復水 「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設(濃縮器及び復水 映に伴う変更 器冷却水放水口を除く)の性能は以下のとおり。 器冷却水放水口を除く)の性能は以下のとおり。 ・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠 ・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠 陥がない状態であること。 陥がない状態であること。 濃縮器の性能は以下のとおり。 濃縮器の性能は以下のとおり。 ・放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 ・放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 変更前 変更後 備考 復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)の性能は以下のとおり。 復水器冷却水放水口の性能は以下のとおり。 • 2 号炉設置変更許可事項(1 号炉 ・放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態 ・放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態 施設の2号炉との共用取りやめ) であること。 であること。 の反映に伴う変更 液体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及びその性能は、 液体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及びその性能は、 それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。 それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。 c. 固体廃棄物の廃棄設備 c. 固体廃棄物の廃棄設備 廃止措置では、放射性固体廃棄物を処理・貯蔵することから、「放 廃止措置では、放射性固体廃棄物を処理・貯蔵することから、「放 射性廃棄物処理機能」又は「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を 射性廃棄物処理機能」又は「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を 維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。 維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。

機能	性能維持施設
放射性廃棄物貯蔵機能	<ul><li>濃縮廃液貯蔵タンク</li><li>廃樹脂タンク</li><li>フィルタ・スラッジ貯蔵タンク</li><li>フィルタ・スラッジ・サージ・タンク</li><li>復水スラッジ分離タンク</li></ul>
放射性廃棄物 処理機能	減容機(1号炉建物内 <u>(1号及び2号炉共用)</u> )

「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。

・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂,変形等の有意な欠 陥がない状態であること。

減容機(1号炉建物内<u>(1号及び2号炉共用)</u>)の性能は以下のと おり。

・放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。

固体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」,「放射性廃棄物 貯蔵機能」及びその性能は,それぞれの放射性固体廃棄物の処理が完 了するまで維持する。 機能 性能維持施設 漁縮廃液貯蔵タンク 廃樹脂タンク アイルタ・スラッジ貯蔵タンク フィルタ・スラッジ・サージ・タンク 復水スラッジ分離タンク <u>(1号炉建物内)</u> 放射性廃棄物 処理機能 減容機 (1号炉建物内)

「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。

・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂,変形等の有意な欠 陥がない状態であること。

減容機(1号炉建物内)の性能は以下のとおり。

・放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 固体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」,「放射性廃棄物 貯蔵機能」及びその性能は,それぞれの放射性固体廃棄物の処理が完 了するまで維持する。 ・2号炉設置変更許可事項(1号炉 施設の2号炉との共用取りやめ) の反映に伴う変更

・2号炉設置変更許可事項(1号炉施設の2号炉との共用取りやめ) の反映に伴う変更

変更前	変更後	備考
追補1	追補1	
「添付書類六の 1. (維持管理に関する内容)」の追補	「添付書類六の1. (維持管理に関する内容)」の追補	
(中 略)	(中 略)	
4. 燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について	4. 燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について	
(中 略)	(中 略)	
		<ul><li>・記載の適正化(敷地造成等に伴う</li></ul>
月、何 	1	敷地図の変更)
図2 評価地点の概略	図2 評価地点の概略	

注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。